

Weekly Report

～ わが家の省エネ・節電大作戦 ～

NO.67

今週のテーマ

「省エネ住宅を知る」

省エネ型住宅を建てるV

「住宅事業建築主の判断基準」

住宅事業建築主の判断基準は、昭和49年に起こったオイルショックを契機に制定された省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)の改正に伴って設けられた基準で、年間150戸以上の建売住宅を新築・販売する事業主に対して設けた、住宅の省エネ性能に関する基準です。別名を住宅のトップランナー基準といいます。2017年4月1日より完全施行された建築物省エネ法により、今までの住宅のトップランナー基準は廃止となり、新たな基準が設けられました。

住宅事業建築主の判断基準(住宅のトップランナー基準)

[～平成31年度まで]

○外皮性能の基準・・・適応除外

○一次エネルギー消費量の基準

$$= \frac{\text{設計一次エネルギー消費量(家電等は除く)}}{\text{基準一次エネルギー消費量(家電等は除く)}} \leq 0.9$$

[平成32年度～]

○外皮性能の基準

U_A値 設計値 ≤ 基準値

η_{AC}値 設計値 ≤ 基準値

○一次エネルギー消費量の基準

$$= \frac{\text{設計一次エネルギー消費量(家電等は除く)}}{\text{基準一次エネルギー消費量(家電等は除く)}} \leq 0.85$$

※国土交通省「建築物省エネ法の概要」を基に作成

建築物省エネ法には、住宅事業建築主の判断基準(住宅のトップランナー基準)も示されています。この基準は150戸以上の新築戸建て住宅を建築・販売する事業主に、販売する住宅の省エネ性能を高めてもらうためですが、今回の基準で

は平成31年度末までは一次エネルギー消費量の基準のみ、設計値が基準値の90%以下になるよう求めています。以降は、一次エネルギー消費量の基準で85%以下、外皮性能基準で設計値が基準値と同等以下を求めています。

エクシーズ株式会社

2017-05-15号 No.67

〒120-0036

東京都足立区千住仲町11-12

千住彩館602

TEL : 03-3882-8446

URL : <http://www.exceeds.jp/>

次回は05月22日(月)「省エネ型住宅を建てるVI」についてです。